

船舶事故調査報告書

平成26年4月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成25年5月3日（金、祝日） 19時05分ごろ
発生場所	福井県福井港の三国区 <small>みくに</small> の九頭竜川 <small>くずりゅう</small> 河口 福井県坂井市所在の三国防波堤灯台から真方位079° 240m付近 （概位 北緯36° 13.1′ 東経136° 07.8′）
事故調査の経過	平成25年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 <small>たかし</small> 高志丸、3.5トン FK3-11655（漁船登録番号）、個人所有 9.56m（Lr）×2.69m×0.80m、FRP ディーゼル機関、302kW、昭和58年3月12日 第244-18981号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年2月25日 免許証交付日 平成21年2月6日 （平成26年2月24日まで有効） 釣り客A 男性 35歳
死傷者等	軽傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、福井港南防波堤灯台を右舷正横に見て通過した頃、船長が、左舷船首方に九頭竜川河口へ向けて東南東進するいか釣り漁船（以下「A船」という。）を認め、A船を先に航行させようとして約3.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）に減じた。 船長は、A船が、三国防波堤灯台を通過し、九頭竜川を上流に向けて航行するようになった頃、A船の後方に約100m隔てて付き、同じ距離を保って三国防波堤灯台を左舷側に見て通過した。 本船は、三国防波堤で反射した高さ約0.5mのA船の引き波を左舷方から受けて横揺れを生じ、平成25年5月3日19時05分ごろ

	<p>ろ、三国防波堤灯台から真方位079°240m付近において、船尾甲板左舷側に置いた高さ約30cmのクーラーボックスの上に左舷方を向いて座っていた釣り客Aが、右舷側（釣り客Aから見て後方）に仰向けで転倒し、右舷舷縁に後頭部を打った。</p> <p>船長は、操舵室に立ち、手動で操舵に当たっていたところ、船尾甲板から物音がして振り返った際、船尾甲板上で仰向けになり、右舷舷縁に頭が乗った状態の釣り客Aを認めたものの、操舵に当たっていたので、その場を離れることができず、また、釣り客Aがすぐに上体を起こしたので、航行を続けて福井港三国区の九頭竜川右岸の係留場所に到着した。</p> <p>船長は、本事故の翌日、釣り客を紹介した釣具店から連絡を受け、釣り客Aが、帰宅後に気分が悪くなり、おう吐したことを聞かされ、釣り客Aに電話を掛けて病院へ行くように促した。</p> <p>釣り客Aは、自宅近くの病院で診察を受け、頸部捻挫と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、川の流れ 約0.3kn 日没時刻：18時45分ごろ（事故発生場所付近）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び釣り客4人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、ふだん、一本釣り漁の操業を行っていたが、知り合いの釣具店から釣り客の紹介を受け、土曜日、日曜日及び祝日のみ遊漁船業を行っていた。</p> <p>本事故発生場所付近の九頭竜川河口は、左岸の護岸には消波ブロックが設置されていたが、右岸の三国防波堤には消波ブロックが設置されておらず、船長は、これまでも上流へ向けて航行した際、三国防波堤に反射した先行する船舶の引き波により、横揺れを経験したことがあった。</p> <p>船長は、本事故後、釣り客に対し、船体の横揺れに備えて船首方を向いておくよう、事前に言っていなかったため、本船が横揺れを生じた際、釣り客Aが転倒したものと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、九頭竜川河口において、上流へ向かうA船の後方を約100m隔てて航行中、三国防波堤に反射したA船の引き波を左舷方から受けたことから、横揺れを生じ、船尾甲板左舷側に置いたクーラーボックスの上に左舷方を向いて座っていた釣り客Aが、右舷側に転倒して後頭部を打ち、負傷したものと考えられる。</p>

	<p>船長は、過去に九頭竜川河口付近を上流へ向けて航行した際、三国防波堤に反射した先行する船舶の引き波により、横揺れを経験したことがあったことから、釣り客に対し、横揺れを生じる虞があることを伝えていけば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、九頭竜川河口において、上流へ向かうA船の後方を約100m隔てて航行中、三国防波堤に反射したA船の引き波を左舷方から受けたため、横揺れを生じ、船尾甲板左舷側に置いたクーラーボックスの上に左舷方を向いて座っていた釣り客Aが、右舷側に転倒して後頭部を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、これまで釣具店から紹介を受けて行っていた遊漁船業をやめた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防波堤、護岸等の近くを他の船舶に続いて航行する場合、先行する船舶の引き波が防波堤等に反射して横方向からの波となり、横揺れを生じさせることがあるので、先行する船舶との船間距離を十分にとるとともに、乗船者へ横揺れに対する備えを行うよう、事前に伝えておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

